

景観地区(県道浦添西原線沿線地区－都市モノレール沿線－)

【ガイドライン 概要版】



平成 29 年 3 月

景観地区(県道浦添西原線沿線地区－都市モノレール沿線－)



浦添前田駅周辺の修景イメージ

琉球王朝の発祥の地である浦添市は、政治、経済、文化の中心で、豊かな歴史遺産及び、自然資源豊かな土地でありましたが、先の大戦や戦後の急激な復興、都市化により歴史遺産や地域の豊かな自然等の資源を失いました。また、昭和 30 年代頃からスプロールの都市化が進行し、それに伴い、自然緑地の減少、住環境の悪化、良好な街並みの減少等の様々な都市問題が顕在化してきました。

そのような中で、本市は景観形成や住環境改善の方策として建築協定、地区計画、都市景観賞の制定などの取り組みを重ね、昭和 63 年には浦添市都市景観形成基本計画を策定、平成 18 年には景観行政団体となり、景観法に基づく景観まちづくり計画を策定いたしました。その後、平成 20 年には景観まちづくり仲間重点地区の指定を行い、浦添グスクを中心とした街並みの景観形成に取り組んできました。

なお、浦添市のシンボルである浦添グスクは、国の史跡として指定され、県営浦添大公園に組み込まれるなど、現在、歴史公園として整備を行っているところです。

また、本市においては、浦添グスクの世界遺産追加登録を目指しており、その取り組みとしてグスク周辺地域をバッファゾーンとして整備を図るなど、グスクの麓のまちに相応しい景観形成に努めているところです。

浦添グスクの麓である県道浦添西原線沿線地区については、本市のシンボルロード(浦添都市軸)の一端を担う沿線地区であり、かつ、歴史・文化環境の維持向上を図る上でも重要な地区であります。しかしながら、現在、本地区において、沖縄都市モノレール全面開通に向けての延長整備、県道浦添西原線拡幅整備及び、それらに伴う当該沿線地区建物の建替えなど周辺を取り巻く環境が急速に変化しており、交通便利性の向上や景観、眺望、環境などに配慮した良好な沿道景観形成が望まれております。

そのため、本地区では、浦添グスクのバッファゾーンとしての環境まちづくりを推進した質の高い市街地の形成を図るため、高度地区、特別用途地区、景観地区が指定されており、建築物及び、工作物の行為の制限を行っております。

本ガイドライン概要版は、県道浦添西原線沿線地区の景観基準に基づき、個性と誇りあるまちなみの景観形成を促進するためにまとめたものです。

本地区の歴史文化的景観と調和した良好な沿道景観を形成するため、ご協力をお願い致します。

認定申請について

下記の申請の対象となる行為に該当する場合、景観法に基づく認定申請と、条例に基づく事前協議が必要です。また、周辺景観に取り組むことにより、各種の工事費の助成を行っています。

●事前協議（浦添市景観地区条例第5条、第10条）

認定申請をしようとする者は申請を行う前に、建築物の建築等の計画、工作物の建設等の計画に関する書面を市長に提出し、協議を行うものとします。

●認定申請（景観法第63条、浦添市景観地区条例第9条）等、完了等の届出（浦添市景観地区条例第15条）

事前協議後、認定の申請書を以下に掲げる申請に必要な図書を添付して提出します。申請書の提出の時期は、原則、建築確認、計画通知に基づく通知の日の30日前までとします。また、建築確認、計画通知が不要な場合は、その行為の着手日の30日前までに申請書を提出して市長の認定を受けなければなりません。なお、当該認定に係る行為を完了したとき、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届けなければなりません。

●申請の対象

景観地区内（沿線地区）に該当する全ての建築物（既存建築物は除く）

景観地区内（沿線地区）に該当する全ての工作物（既存建築物は除く）

※沿線地区における工作物は、①垣・柵・塀 ②自動販売機 ③石敢當 を指します。

●対象となる行為

申請の対象となる行為は以下のとおり。（但し、以下の適用除外有り）

建築物の建築等（建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更及び計画変更を含む）

工作物の建設等（計画変更を含む）

（建築物適用除外）（景観法第69条1項1号～4号、浦添市景観地区条例第7条）

- ① 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- ② 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- ③ 文化財保護法第83条の3第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
- ④ ②に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う建築等に係る建築物
- ⑥ 設置期間が90日を超えない工事、行事等に必要な仮設の建築物
- ⑦ 建築物の増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下の建築物
- ⑧ 外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下の建築物
- ⑨ その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものとして、市長が認めた建築物

（工作物適用除外）（浦添市景観地区条例第16条）

- ① 地下に設ける工作物
- ② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る工作物
- ③ 設置期間が90日を超えない工事、行事等に必要の仮設の工作物
- ④ その他市長が認める工作物（道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されない場所において建設等が行われる工作物で、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものとして市長が認めたもの）

申請に必要な図書について

認定申請は、次の図書①～③を正副2部、④、⑤については1部提出します。但し、事前協議については、④、⑤を除きます。

① 認定申請書または事前協議書

- 建築物の建築等を行う場合 景観地区内建築計画認定申請書
- 工作物の建設等を行う場合 景観地区内工作物（変更）認定申請書
- 景観地区で行為を行う場合 景観地区における行為の事前協議書

② 景観チェックリスト

③ 認定申請書への添付図書（※添付図書の縮尺は、建築物（工作物）の規模に応じて、適切な縮尺に変えることができます。）

●建築物の建築等を行う場合の添付図書

行為の種類	種 類	図面の内容
建築物の建築等	付近見取図	建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、方位、道路及び目標となる地物、行為の位置、隣接する土地における建築物の位置
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真（撮影位置及び方向を配置図に示してください。）
	配置図	当該敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100/1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、方位、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、外構施設の位置及び材料、敷地の面積表
	立面図	建築物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺100分の1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、立面の方位、開口部の位置及び形状、屋根及び外壁の仕上げ材料及び色彩（マンセル値）、建築物の最高の高さ
	平面図	申請に係る建築物の各階の平面図で縮尺100分の1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、方位、寸法、開口部の位置、床面積の面積表
	緑化計画図	浦添市景観まちづくり計画に定める指針に関し、必要緑被率及び必要間口を算出したもの
	委任状	代理人が申請手続をする場合は添付してください
	その他市長が必要と認める図書	その他参考となるべき事項を記載した図書（例：外構図、建築設備配置図等）

●工作物の建設等を行う場合の添付図書

行為の種類	種 類	図面の内容
工作物の建設等	付近見取図	工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、方位、道路及び目標となる地物、行為の位置、隣接する土地における建築物の位置
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真（撮影位置及び方向を配置図に示してください。）
	配置図	当該敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺100/1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、方位、申請に係る建築物と他の工作物との別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、外構施設の位置及び材料、敷地の面積表
	立面図	工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺100分の1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、立面の方位、仕上げ材料及び色彩（マンセル値）、工作物の最高の高さ
	委任状	代理人が申請手続をする場合は添付してください
	その他市長が必要と認める図書	その他参考となるべき事項を記載した図書（例：外構図、建築設備配置図等）

※認定申請、建築等計画概要書及び事前協議に必要な書式は、浦添市ホームページよりダウンロードできます。

※添付図書の縮尺は、建築物（工作物）の規模に応じて、適切な縮尺に変えることができます。

④ 建築等計画概要書

建築物の建築等を行う場合 建築等計画概要書

工作物の建設等を行う場合 建設等計画概要書

⑤ 建築（建設）等計画概要書への添付図書

種 類	図面の内容
付近見取図	建築物（工作物）の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、方位、道路及び目標となる地物、行為の位置、隣接する土地における建築物の位置
配置図	当該敷地内における建築物（工作物）の位置を表示する図面で縮尺100/1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、方位、申請に係る建築物（工作物）と他の建築物との別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、外構施設の位置及び材料、敷地の面積表
立面図	建築物（工作物）の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺100分の1以上のもの 明示すべき事項は、縮尺、立面の方位、仕上げ材料及び色彩（マンセル値）、建築物（工作物）の最高の高さ
参考図書	その他参考となるべき事項を記載した図書



浦添前田駅周辺の近景イメージ

工事現場における認定の表示

認定証の交付を受けた後に、工事に着手する場合は、工事現場の見やすい場所に法令等に定めた認定のあった旨の表示をしなければなりません。

●建築物の建築等を行う場合の認定済表示板

35 cm以上	
景観法による認定済	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
建築等工事主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
認定に係るその他の事項	
25 cm以上	

●工作物の建設等を行う場合の認定済表示板

35 cm以上	
工作物建設等認定済証	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
建設等工事主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
認定に係るその他の事項	
25 cm以上	

助成金交付について

●事前協議（浦添市景観まちづくり重点地区等助成金交付規程第4条）

助成金の申請をしようとする者はあらかじめ以下の書類を提示して、その内容に関して指導や助言を受けるものとします。

- (1) 設計図書及び現地写真
- (2) その他市長が必要があると認める物

●助成金の申請（浦添市景観まちづくり重点地区等助成金交付規程第5条）

助成金の交付を希望する者が行う市長への申請は、次に掲げる書類を添付した浦添市景観まちづくり重点地区等助成金交付申請書によります。

- (1) 事業計画書(設計図、現状写真等)
- (2) 収支予算書(見積書等)
- (3) その他市長が必要があると認める物

※なお、計画内容について変更及び中止とする場合は、浦添市景観まちづくり重点地区等助成金〔変更・中止〕承認申請書によります。

●完了の報告（浦添市景観まちづくり重点地区等助成金交付規程第10条）

通知を受けた者が当該助成金の交付対象行為を完了したときに行う市長への報告は、次に掲げる書類を添付した浦添市景観まちづくり重点地区等助成金完了報告書によります。

- (1) 実施設計図
- (2) 完成写真
- (3) 契約書の写し
- (4) その他市長が必要があると認める物

●建物等の保守等（浦添市景観まちづくり重点地区等助成金交付規程第15条）

助成金の交付を受けて整備された建物等の所有者等は、当該建物等の保守及び保全に努めるものとします。

助成対象の範囲について

助成対象の範囲の詳細について、下記の表のとおりまとめます。助成の申請を行う際の参考にして下さい。なお、助成交付対象・対象素材・助成率及び助成限度額は平成 27 年度版パンフレット等を参照して下さい。（平成 27 年度版パンフレットは浦添市ホームページよりダウンロード可能です。）

		助成対象の内容
助成対象となる範囲	助成対象となる範囲	地区の景観上、主要な視点場及び県道から望見される景観形成に配慮する必要がある部分で、景観基準を満たす部分
	助成対象となる部分	・ 外観の範囲にかかる勾配屋根の仕上げ部分 ・ 外観の範囲にかかる県道側 1 階の勾配庇の仕上げ部分 ・ 外観の範囲にかかる外壁意匠の部分 ・ 外観の範囲にかかる壁面後退部分の地面の仕上げ ・ 外観の範囲にかかる工作物 ・ 外観の範囲にかかる緑化基準を満たす緑化部分
	助成対象となる外部仕上げ部分	・ 修景に配慮した外観とするために必要な仕上げ材、付属物・装飾及びその形状とするために特に必要となる内部構造部分（各部の考え方は以下に示すとおり）
	屋根及び1階庇の場合	・ 赤瓦等葺を構成する瓦葺材、葺き材を固定する下地材 ・ 軒裏（庇裏）・破風・棟飾り等の付属物及び装飾物（構造躯体部分を除く）
	外壁意匠の場合（推奨）	□ 格子（茶系統） 格子材（他の部分との調和のなかで形状、素材、格子の密度について特に配慮したもの）、取付けに必要な下地材及び金物 □ 花ブロック 花ブロック材（仕上塗装は含まない）、施工に必要な下地材及び金物 □ 琉球石灰岩 組積又は貼付する琉球石灰岩（タイル状切石含む）、施工に必要な下地材及び金物 □ その他自然素材等 他の部分との調和の中で色彩、意匠等を特に配慮したもの、施工に必要な下地材及び金物
	壁面後退部分の場合（推奨）	□ 芝生 芝生材、施工に必要な下地材（砂、土等） □ 琉球石灰岩 敷設する琉球石灰岩（タイル状切石含む）、舗装仕上げ部分 □ 県道歩道と同じ素材 県道の仕上げが着色していないアスファルト、コンクリート以外の素材で景観に配慮したもの。 □ その他自然素材等 外壁意匠の場合の、その他自然素材等に準ずる。
対象となる工事費	工作物（推奨）	□ 琉球石灰岩 外壁意匠の場合の、琉球石灰岩に準ずる □ 生垣 県産花木等、竹、木材を活用したもので構成されるもの □ しっくい しっくい塗りで仕上げられた部分（構造躯体部分を除く） □ その他自然素材等 外壁意匠の場合の、その他自然素材等に準ずる
		・ 材工含む

景観地区の基準のポイント

※基準の概要については、平成 27 年度版パンフレットや景観チェックリストを参照下さい。

1. 建築物（1）形態意匠に関する制限 ①配置

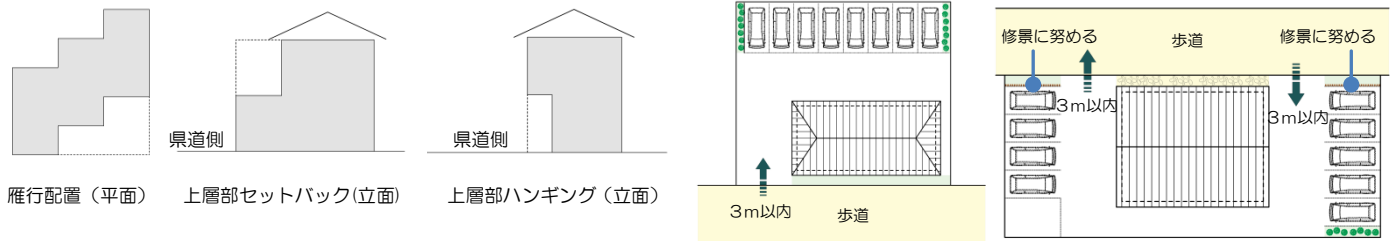
- 浦添グスク周辺のまちなみの連続性を確保する建物配置とする。
- 建築物が大規模になる場合は、分節化、分棟化などを図る。

連続性を確保するとは、建物を道路と平行に正面に配置し、壁面の位置を周辺の建築物と合わせることを言います。

大規模とは、建築面積が 500 ㎡を超える、または間口方向が 30m を超える建物を指します。

分節化、分棟化を図り、壁面の圧迫感や威圧感を軽減する建物配置としましょう。

駐車場を設置する場合は、道路等公共空間からできる限り見えない配置となるように努めましょう。



住宅等でやむを得ず道路等公共空間から視認できる位置にカーポート等を設置する場合は、まちなみの連続性がとぎれないよう、景観に配慮したデザインや表情づくりに努めましょう。

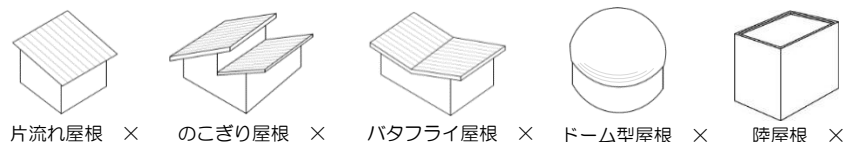


1. 建築物（1）形態意匠に関する制限 ②屋根（形態、素材、屋根勾配）

- 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい赤瓦葺きの勾配屋根とし、形態、素材等は以下とする。
 - ・寄棟（方形含む）、入母屋、切妻（県道側の平入）
 - ・琉球赤瓦、S 型瓦、断熱瓦
 - ・4～5寸勾配
- 主要視点場（浦添グスク、都市モノレール駅舎及び車窓、県道など）から赤瓦の家なみが十分見えるよう配慮する。

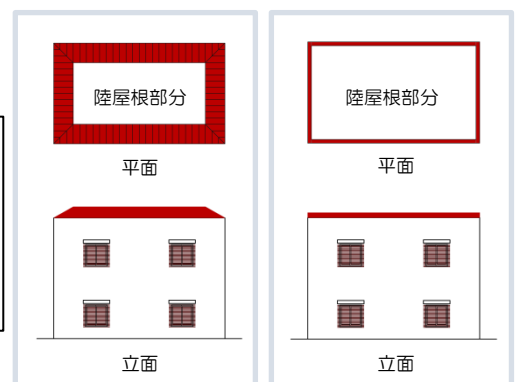
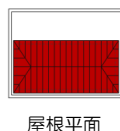
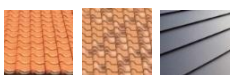
認められない屋根形態として以下のパターンがあります。

以下のような屋上パラペットに鉢巻状に勾配屋根を施す計画は認められません。



屋根素材は、原則的に沖縄赤瓦に限定しています。以下の屋根素材は原則的に認められません。

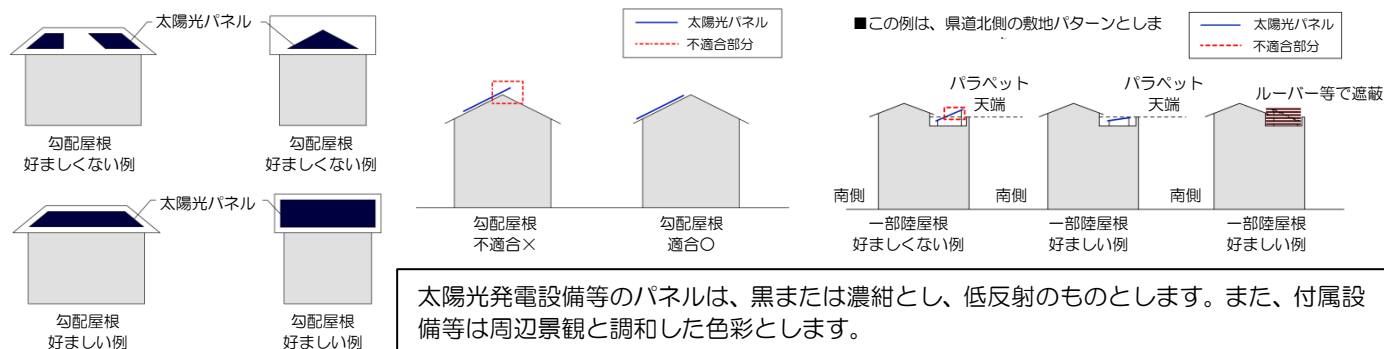
陸屋根は原則的に認められませんが、屋上利用の計画とする場合、勾配屋根は基本的に建築面積の 1/2 以上とする。なお、本地区内においては、景観地区決定前に設計、工事に着手した建物があり、景観形成の取り扱いについて、最低限度の協力を得ていることから、勾配屋根については、建築面積の 2/3 以上を推奨しています。



屋根勾配は原則 4～5 寸勾配程度とします。やむを得ず 4 寸以下（下限値 3 寸程度）とする場合は、景観まちづくり審議会の審査を得て認可する場合があります。

1. 建築物（１）形態意匠に関する制限 ②屋根（太陽光発電設備等）

屋根面に太陽光発電設備等を設置する場合は、太陽光パネル等が道路等公共空間から望みにくい形での設置とし、周辺景観との調和を図りましょう。

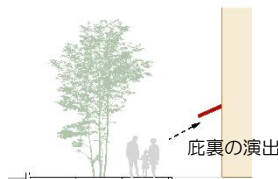


1. 建築物（１）形態意匠に関する制限 ③庇

- 県道側の1階に赤瓦葺きの庇を設けるものとし、庇高、素材等は以下とする。
 - ・庇高は概ね3m
 - ・琉球赤瓦、S型瓦、断熱瓦
 - ・4～5寸勾配
 - ・庇の出0.5m以上、庇の長さは建築物間口の2/3以上
- 庇裏の意匠は歴史性に調和するよう十分配慮する。

庇の設置高さは、県道側の2階付近の概ね3mの位置としします。但し、階高が著しく高い場合、道路に面して吹抜けを設ける場合、半地下や中層階を設けるなど床の位置が変則的な場合は、周囲の建築物との連続性に配慮した位置としします。

庇裏の意匠の好ましい例



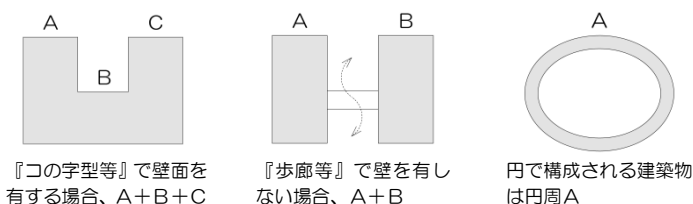
バルコニー等の下に瓦面が隠れる計画は認められません。



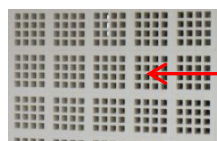
1. 建築物（１）形態意匠に関する制限 ④外壁色

- 統一感あるまちなみとするため、建築物の外壁の色彩（マンセル・カラーシステム）は以下の範囲とする。
 - 〈2階以上の層〉明度8以上、彩度2以下、色相はYR～Yの範囲。
 - 〈1階の層〉明度7以上、彩度2以下、色相はYR～Yの範囲。かつ、1階は2階より明度は1.0下げる。
- 但し、着色していないコンクリートや木材、石材などの自然素材による場合は上記の限りではない。
- 意匠的にアクセントとして上記の明度、彩度、色相の範囲外の色を組み合わせる場合は、その面の見付面積の1/10以内とする。

東西南北の立面図に反映されない部分を有する建築物については、各立面図から死角となる部分も外壁色基準の対象とします。



アクセントを用いて、花ブロックや格子等の開口部分を含んだ形状に塗装する場合は、開口部分も色彩面積として算定します。



花ブロックの開口部（空隙）は無いものとみなして色彩面積に参入します。

自然素材等に塗装等を使用する場合は、外壁色の基準に適合させます。



アクセントカラーの例



1. 建築物（１）形態意匠に関する制限 ⑤県道に面する外壁意匠

- 赤瓦勾配屋根のまちなみと調和した外壁意匠とする。
- 素材等は、格子（茶系統）、花ブロック、琉球石灰岩（貼付含む）、その他自然素材等を推奨する。
- 県道側１階をピロティにする場合は、まちなみの連続性を確保するため全面開口にしない。

赤瓦勾配屋根と調和した外壁の意匠のイメージ



推奨する素材等



茶系色格子



琉球石灰岩



木材



花ブロック



木材格



素焼き（顔料を含まないも

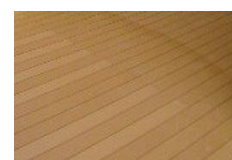
その他の自然素材等として、擬似石、擬似木材を利用とする場合は、耐久性・耐候性に優れた素材であるものとし、かつ、景観に調和する素材とします。



擬似石



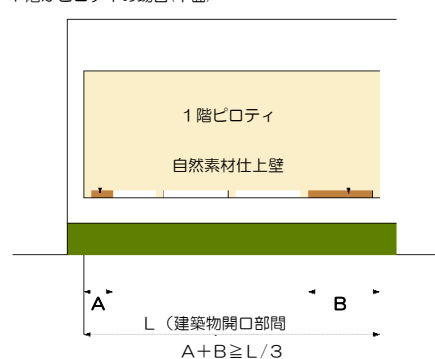
擬似石



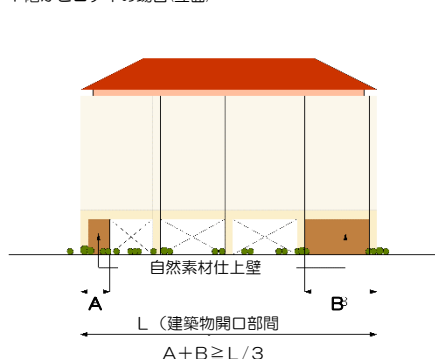
擬似木材

全面開口にしないとは、柱を含む建築物間口の1/3以上とし、原則、自然素材仕上げ等で覆うことを指します。

1 階がピロティの場合(平面)



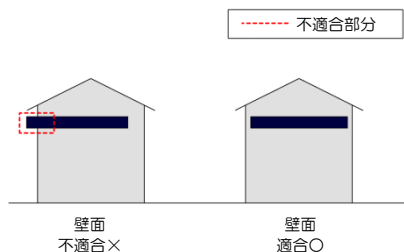
1 階がピロティの場合(立面)



壁面に太陽光発電設備等を設置する場合は、壁面より外側に太陽光パネル等がはみ出さないようにします。形態、素材等は1.建築物（１）②屋根（太陽光発電設備等）に準じることとします。ただし、設置面積は外壁見付け面積の1/10以内と

良好なまちなみを継続するために、建物等の保守及び保全に努めましょう。

外壁等汚れの事例



1. 建築物（1）形態意匠に関する制限 ⑥屋外設備

- 屋外設備は通りから目立たないように配置する。
- やむを得ず通りから見える位置に配置する場合は、修景・遮蔽等の措置を施す。

屋外設備とは、空調室外機、給湯器、受水槽、屋上タンク、キュービクル、ガス設備、消火設備、設備配管類、換気設備、アンテナ等を指します。



剥き出しの設置は好ましくありません。



修景

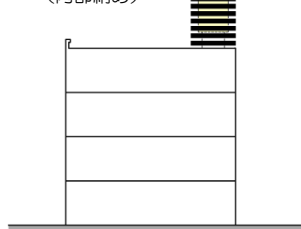


茶系統ルーバーで遮蔽したイメージ

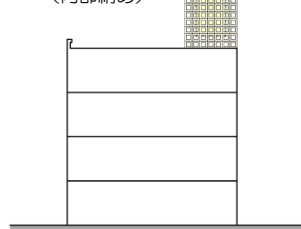
【屋上部分屋外設備の修景の例】

屋上タンク
キュービクル等
(内部納め)

屋上タンク
キュービクル等
(内部納め)



①ルーバー等で遮蔽します
※色彩は茶系統とします

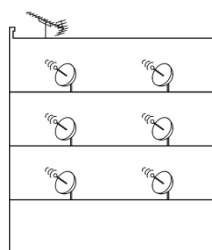


②花ブロック等で遮蔽します
※色彩は建築物外壁意匠と調和させます

修景・遮蔽の好ましい例



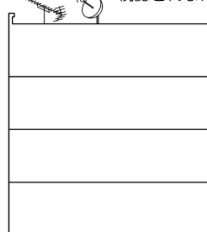
テレビアンテナ類は景観の妨げとなりやすいため、共同化に努め、県道側から目立たないように配置しましょう。空調室外機や物干し金物等は手摺り等の下へ設置したり、格子等で遮蔽し、周辺景観へ配慮します。これにより難しい場合は、景観色である茶系統に修景したり、付属する壁などの部分と同等の仕上げを施してできるだけ目立たないようにしましょう。



各世帯毎にアンテナを設置した例

UHF アンテナやパラボラ
アンテナを屋上の沿道から
視認されない位置に集約

修景



屋上に共同化を図り景観に配慮した例



修景



格子で遮蔽したイメージ



修景



格子で遮蔽したイメージ

1. 建築物（1）形態意匠に関する制限 ⑦壁面後退部分の地面

- 道路歩道部との連続性、一体性を確保するため外壁意匠と調和した仕上げとする。
- 素材等は芝生、琉球石灰岩、県道歩道と同じ素材、その他自然素材等を推奨する。



後退部分の地面は、自然景観の確保と同時に賑わいの創出空間でもあるため、芝生、グリーンブロック、石灰岩など比較的分平な沖縄らしい素材を活用しましょう。



沖縄らしい焼物



コーラル

その他の自然素材等として、擬似石、擬似木材を利用とする場合は、耐久性・耐候性に優れた素材であるものとし、かつ、景観に調和する素材とします。

※擬似石、擬似木材については、1. 建築物（1）形態意匠に関する制限 ⑤外壁意匠を参照して下さい。



※ 1. 建築物（2）壁面の位置に関する制限、（3）高さに関する制限は平成 27 年度版パンフレットを参照して下さい。

2. 工作物（1）垣、柵、塀

● 浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしいまちなみの連続性を確保するため、県道側に垣、柵、塀を設ける場合は以下とする。

〈建築物が立地する場合〉

- 県道境界線から 1.0m 以内に設ける。
- 県道側に設ける垣、柵、塀等の延べ延長は、県道側敷地間口の 1/2 以下とする。

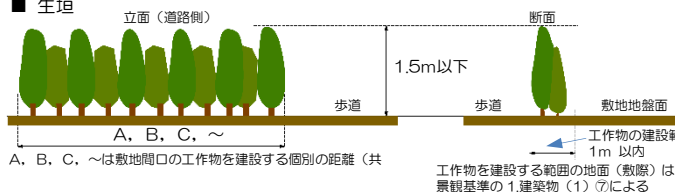
〈建築物が立地しない場合〉

- 県道境界線から 1.0m 以内に設ける。
- 開口部（乗入れ）は 1ヶ所又は 2ヶ所とし、各々 3m 以下とする。

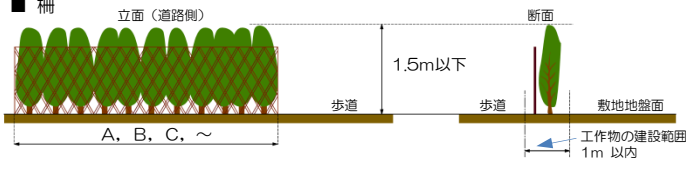
※ 高さは 1.5m 以下とする。（立地する場合、しない場合共通）

● 素材等は琉球石灰岩（貼付け含む）、生垣、しっくい塗り、その他自然素材等を推奨する。（立地する場合、しない場合共通）

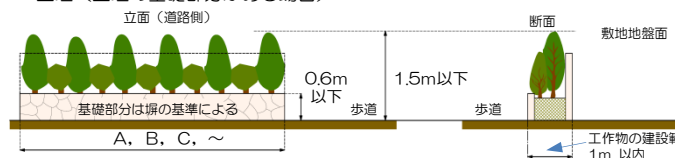
■ 生垣



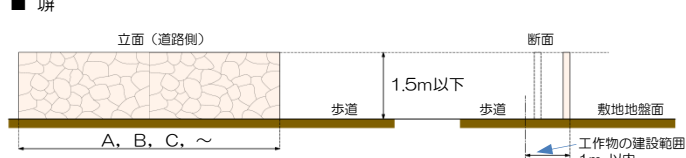
■ 柵



■ 生垣（生垣の基礎部分がある場合）

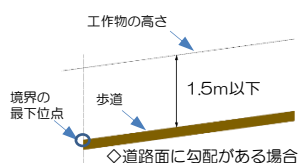


■ 塀



口高さの図り方

〈県道境界線に高低差がある場合〉



※ 工作物が建築物と一体となって建設等がされる場合は、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとします。



垣、柵、塀に格子等を用いる場合は、茶系統や自然素材の色彩としましょう。

2. 工作物（2）自動販売機等

- 自動販売機を設ける場合は、通りから目立たないように設置場所や配置に配慮する。
- 基調となる色は茶系統の落ち着いた色とする。

修景する場合は、工作物の垣・柵・塀の基準の素材を活用し、格子等を用いる場合は、茶系統の色彩としましょう。



格子による遮蔽イメージ

看板等の基準は、浦添市屋外広告物条例を策定中のため事前に協議を要します。



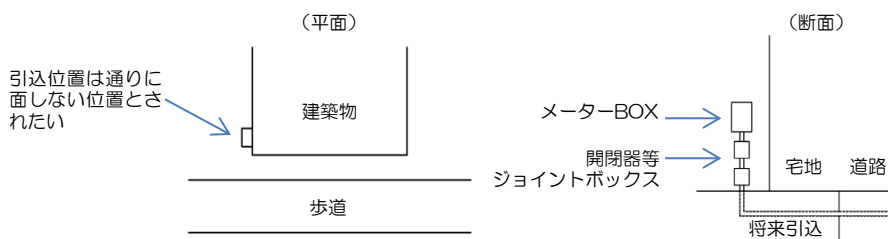
景観配慮サインボールの例

県道沿線の歩道は、近い将来電線地中化となるため、二次的工事になるべく起こらないように建築物の歩道側には、地中からの電力引込を考慮した計画に努めましょう。

2. 工作物（3）石敢當

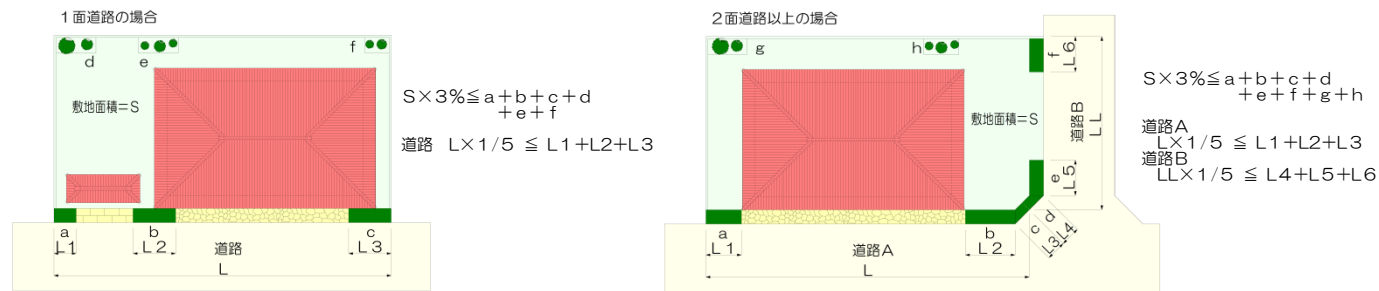
- 石敢當を設ける場合は、周辺景観に馴染むよう素材・形態・色彩等に配慮する。

人の歩行や、景観を阻害するような、突出した形状は避けましょう。また、石敢當見付面積概ね 0.5㎡ 以下とします。



3. 緑化 ※「緑化」は『浦添市景観まちづくり計画』による制限ですが、景観地区計画と併せて計画しましょう。

緑地は敷地の3%以上、間口の1/5以上とする。緑視率を高める立体的な植栽を行うよう中高木等を活用した緑化に努める。

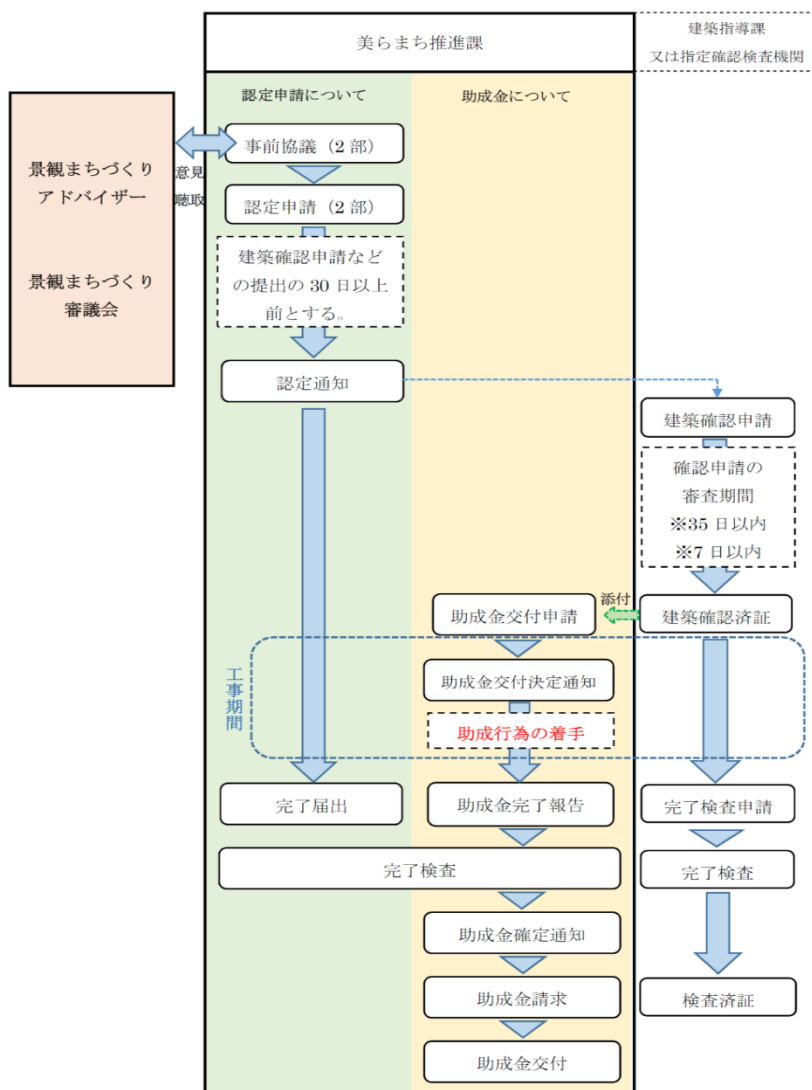


※2面以上の道路に面する場合、県道に面したbと一体となった緑地帯は、『浦添市景観まちづくり計画』による助成の対象となります。



(※認定申請に係る一切の申請書類(景観チェックリスト含む)は浦添市のホームページよりダウンロードできます。)

県道浦添西原線沿線地区景観地区における認定及び助成金交付手続きについて



【お問合せ先】

浦添市 都市建設部 美らまち推進課 景観まちづくり係

TEL : 098-876-1234 (内線 4071・4072) FAX : 098-879-7138